酒田市監査委員 大石 薫 様酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和4年12月27日付監発第83号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措 置 内 容
上下水	注意	【収入事務】	上下水道料金等の調定については、毎
道部	事項	○調定手続が適正でないもの	月の調定額の会計処理等を確認したう
管理課		調定すべき日の翌月中旬に1か月分	えで、納付書送付前に、会計システムか
		をまとめて起案文書「上下水道料金等	ら調定伺いを出力し決裁するよう、12月
		の調定について」として、財務会計シ	処理分より改めた。
		ステムから出力された調定明細書を	
		添付し決裁を行い、財務会計システム	
		から出力される調定伺書には決裁し	
		ていなかった。	
		今後は酒田市上下水道事業会計規	
		程にのっとり適切な時期に調定を行	
		うこと。	
上下水	注意	【補助金等の支出】	記入例の請求年月日欄については、ホ
道部	事項	○請求書の請求年月日を空欄とする	ームページに記載の記入例と統一し、請
管理課		よう指示しているもの	求年月日を記載してもらうよう、12月処
		酒田市水洗便所等改造資金融資あ	理分より改めた。
		っせん借入金に対する利子補給金に	
		係る請求について、融資元の各金融機	

関宛に期限まで請求書等を提出する よう依頼文書を送付しているが、添付 されている請求書の記入例に「請求年 月日は空欄でお願いします」と記載さ れ、請求年月日が空欄の請求書が提出 されていた。

請求書については、適正な形で提出 するよう指示すること。